

愛媛・大分広域交通連携強化事業助成金

(団体旅行商品造成支援)～(一財)空港振興・環境整備支援機構助成事業～

松山空港利用促進協議会と大分空港利用促進期成会では、船旅を介した愛媛・大分両県の広域周遊ルートの形成を通して、松山・大分両空港の利用促進を図るため、予算の範囲内で、両空港の定期航空路線を相互インアウトで利用する団体旅行商品の造成・販売に取り組む事業者を支援する「松山空港及び大分空港利用促進事業助成金(団体旅行商品造成支援)」の交付申請を受け付けます。

【実施主体】

松山空港利用促進協議会／大分空港利用促進期成会

【助成対象者】

旅行業法における第一種旅行事業者または第二種旅行事業者

※ 交付申請は、本社等で一括して行うこと。

【助成要件】

○ 次の条件をすべて満たす団体旅行

- (1) 愛媛県外及び大分県外からの募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること
- (2) 松山空港及び大分空港の定期航空路線を相互インアウトで利用すること
- (3) 旅程に愛媛県南予地域(宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町)及び大分県内への立ち寄りを含むこと
- (4) 愛媛県内又は大分県内の移動に貸切バスを利用する場合は、各県内に営業拠点を置くバス事業者のバスを利用すること
- (5) 平成30年9月1日(土)から平成31年1月14日(月)までの間に愛媛県内及び大分県内の宿泊施設に各1泊以上宿泊すること

○ 旅行商品の販売に当たっては、「(一財)空港振興・環境整備支援機構の助成事業であること」及び「助成金額」を明記し、購入者にそのことを認識できるようにすること。

【助成対象経費及び交付額】

○ 航空運賃及び宿泊費を対象に、団体旅行の参加者1人当たり1万円を上限として助成

※ 大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員を除きます。

※ 助成対象となる旅行商品の販売価格に含まれる航空運賃及び宿泊費の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)を上限とします。

○ 1事業者あたりの助成金限度額は200万円

※ 助成金交付申請額の総額が予算の範囲を超える場合は、愛媛県及び大分県への入込客の増加につながる事項(催行予定人員、宿泊地や立ち寄り施設等)を考慮し、交付対象とする旅行商品を決定しますので、助成金交付決定額が申請額を下回る場

合や助成金の交付を受けられない場合があります。

【団体旅行商品の催行期間】

平成 30 年 9 月 1 日（土）～平成 31 年 1 月 14 日（月）

【募集（交付申請書受付）期間】

平成 30 年 8 月 3 日（金）～平成 30 年 8 月 10 日（金）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日等の閉庁日を除く）

【申請先】

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課空港・航空振興グループ

（TEL）089-912-2252 （FAX）089-912-2249

【その他】

- 他の助成制度との重複利用はできません。
- 助成事業者は、旅行商品の販売状況等をふまえ、催行中止や催行期間の変更等を行う場合は、速やかに松山空港利用促進協議会へ報告しなければなりません。

【問合せ先】

松山空港利用促進協議会窓口：

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課空港・航空振興グループ

（TEL）089-912-2252 （FAX）089-912-2249

大分空港利用促進期成会窓口：

大分県企画振興部観光・地域局交通政策課広域交通班

（TEL）097-506-2155 （FAX）097-506-1731